

平成 15 年度第 4 回理事会議事録

日時：平成 16 年 2 月 21 日（土）10：00～16：10

会場：東京・全共連ビル 4 階「中会議室」

出席者：

会長：野澤 志朗

副会長：藤井 信吾、田中 憲一

理事：麻生 武志、石塚 文平、石丸 忠之、伊藤 昌春、稲葉 憲之、植木 實、
大濱 紘三、岡村 州博、落合 和徳、嘉村 敏治、木下 勝之、工藤 隆一、
佐藤 章、鈴森 薫、武谷 雄二、野口 昌良、星 和彦、本庄 英雄、
村田 雄二、和氣 徳夫

監事：荒木 勤、中野 仁雄、藤本征一郎

幹事長：吉田 幸洋

幹事：植田 政嗣、刈谷 方俊、小林 浩、古山 将康、清水 幸子、杉浦 真弓、
高桑 好一、早川 智、阪埜 浩司、平川 俊夫、藤森 敬也、村上 節、
矢野 哲

総会議長：清川 尚

総会副議長：足高 善彦、松岡 幸一郎

専門委員会委員長：池ノ上克、深谷 孝夫、吉川 裕之

名誉会員：飯塚 理八、佐藤 和雄、神保 利治、加藤 順三、坂元 正一、鈴木 雅洲

顧問弁護士：平岩 敬一

事務局：荒木 信一、小山 圭子

配付資料

定款、定款施行細則

1：第 3 回理事会議事録（案）

2：業務担当常務理事報告並びに関連協議事項予定内容

庶務 1：物故会員氏名

庶務 2：平成 16 年度高齢会員予定者氏名

庶務 3：2 ヶ年以上会費未納会員

庶務 4-1：根津八紘氏との和解条項

庶務 4-2：根津氏代理人の遠藤弁護士からの再入会に関する書面と本会代理人の
平岩弁護士からの回答

庶務 4-3：根津氏代理人の弁護士からの再入会に関する再度の書面

庶務 4-4：根津氏の再入会に関わる平岩弁護士の見解

庶務 4-5：長野地方部会連絡委員からの根津氏に関する調査報告

庶務 4-6：根津氏からの再入会申し込み

庶務 5-1：副会長推薦手続きに関する決定事項等

庶務 5-2：第 59 回日本産科婦人科学会学術集会長所信

庶務 6：鑑定人推薦委員会議事録

庶務 7：専門委員会に関する内規（案）

庶務 8：酢酸セトロレリクスの早期承認に関する要望書提出依頼

庶務 8-2 : 酢酸セトロレリクスの早期承認要望に関する生殖・内分泌委員会からの検討結果報告

庶務 9 : 学会・医会ワーキンググループ平成 15 年度答申書

庶務 10 : 日本医師会より疑義解釈委員会委員の推薦依頼

庶務 11 : 日本学術会議からの平成 17 年度科学研究費補助金審査員候補に関する情報提供の依頼

庶務 12-1 : 日本妊娠中毒症学会による「妊娠中毒症」の定義・分類

庶務 12-2 : 同定義・分類試案に関する周産期委員会からの検討結果

庶務 13-1 : 日本癌治療学会からの各領域臨床腫瘍データベースの構築と抗がん剤適正使用ガイドライン作成依頼

庶務 13-2 : 日本癌治療学会からの依頼に関する嘉村、蔵本両先生からの報告

庶務 14 : ACOG の CP ガイドラインに関する周産期委員会の検討結果報告

庶務 15 : 周産期委員会からの「周産期領域における適応外薬品に関する調査検討」の報告

庶務 16 : 周産期委員会からの妊娠中のメチル水銀曝露とその影響の調査報告

庶務 17 : 文部科学省からの実地検査の報告

庶務 18 : 日本産婦人科腫瘍学会から本会婦人科腫瘍委員会報告年報の使用許可願い

会計 1 : 平成 15 年度収支決算見込書(案)、説明書

会計 2 : 平成 16 年度予算書(案)、説明書

会計 3 : 重要な会計処理方針の変更

会計 4 : 専門委員会平成 15 年度事業報告書、平成 16 年度事業計画書案(当初案及び再提出案)

学術 1 : 平成 15 年度学術奨励賞推薦論文一覧

学術 2 : 第 57 回学術講演会シンポジウム 1-4 担当者一覧表・申込書

学術 3 : 第 58 回学術講演会シンポジウム課題応募一覧

学術 4 : 学術講演会事後評価小委員会・学術集会長のあり方検討小委員会合同委員会答申

学術 5 : 学術企画委員会運営要綱改定案

学術 6 : 学術集会の国際化について(第 2 回 IS 委員会議事録)

学術 7 : 一絨毛膜二羊膜性二卵性双胎に関する資料

編集 1 : 平成 16 年度編集方針

編集 2 : 研修コーナー製本化見積書

渉外 1 : IPAS からの書面

渉外 2 : 日本助産師会からの FIGO で採択された声明に関する本会の見解の問い合わせ書面

渉外 3 : 第 19 回 AOCOG(韓国ソウル)からのシンポジウム演者の推薦依頼

社保 1 : 平成 15 年度治験推進研修事業における産婦人科領域の治験候補薬の推薦

社保 2 : 内科系学会社会保険連合委員一覧

社保 3 : 厚生労働省からの赤血球不規則抗体検査に関する問い合わせと回答

専門医制度 1 : 中央法人日本専門医認定制機構より専門医制度評価基準チェックリスト集計結果

専門医制度 2 : 日本感染症学会 川名 尚理事より「日本感染症学会認定の感染症専門医の動向について」その後の進捗状況

専門医制度 3 : 「難手術技術認定広がる」に関する日本経済新聞の記事

専門医制度 4 : NHK からの専門医制度に関するアンケート

倫理 1 : 無申請で着床前診断との報道

倫理 2：無申請で着床前診断との報道に関する会員へのお知らせ（1）
倫理 3：無申請で着床前診断との報道に関する会員へのお知らせ（2）
倫理 4：無申請で着床前診断との報道に関して兵庫県地方連絡委員への調査依頼
倫理 5：生殖補助医療に関する諸登録の申請に当たって留意すべき事項
倫理 6：日本医師会の「医師の職業倫理規程（案）」について
倫理 7：規程（案）に対する本会意見
倫理 8：死亡した夫の凍結保存精子を用いた出産に関わる裁判についての愛媛大学伊藤教授からの調査報告
倫理 9：死亡した夫の凍結保存精子を用いた出産に関わる裁判についての高松地方裁判所への問い合わせ
倫理 10：死亡した夫の凍結保存精子を用いた出産に関わる裁判についての香川県地方連絡委員への調査依頼
倫理 11：婚約者間体外受精の報道
倫理 12：婚約者間体外受精の報道についての日本経済新聞社への照会
倫理 13：日本不妊学会の事実婚カップルに対するアンケート実施に関する依頼
倫理 14：日本不妊学会の事実婚カップルに対するアンケートについての本会からの書面
倫理 15：AERA 掲載記事中の本会コメント
倫理 16：優生思想を問うネットワークからの着床前診断に関する申し入れ書
定款改定 1：定款改定、定款施行細則改定案
定款改定 2：役員、代議員選任規定の一部改定案
定款改定 3：総会運営内規の一部改定案
学会のあり方 1：全国の研修指定病院への「産婦人科における医師充足度に関する実態調査」のアンケート
広報 1：本会主催・地方部会担当公開講座
広報 1-2：開催地方部会別公開講座テーマ一覧
協議 1：名誉会員・功労会員推薦者リスト
協議 2：第 56 回総会次第案、総会運営に関わる会員からの意見
協議 3：平成 16 年度日程表（第 2 案）
担当校 1：第 56 回日本産科婦人科学会総会・学術講演会資料

午前 10 時 00 分、理事総数 23 名中、武谷雄二理事を除く 22 名が出席し、定数に達したので野澤会長が開会を宣言した。なお、武谷雄二理事は 11：00 以降出席した。

議事録署名人として従来通り会長、庶務担当常務理事、会計担当常務理事を選出して議事に入った。

議事に先立ち、**佐藤理事** より「本学会各専門委員会の登録事業の一元化を効率的に推進するため、まずは周産期登録システムを UMIN により整備したい。そのデータベースの構築と実際の運用方法について本日東京大学の木内貴弘氏より紹介していただく」とのアナウンスがあった。また**藤森幹事** より従来の周産期登録過程について説明があり、データの保存や永続性ならびにデータの信憑性のチェックには UMIN を用いた一括登録とデータ管理が欠かせないと指摘があった。続いて東京大学の**木内貴弘氏** より周産期登録システムの UMIN によるデモンストレーションが行われた。

1. 平成 15 年度第 3 回理事会議事録（案）の確認
上記議事録（案）が示され原案の通り承認された。

・ 報告事項

1. 業務担当常務理事報告並びに関連協議事項

1) 庶務（落合和徳理事）

[． 本会関係]

(1) 会員の動向

平成 16 年 1 月 31 日現在、会員数は 15,982 名である。

中曾^{なかそ}栄^{えいご}吾^ご功^{こう}労^{らう}会員（鳥取）が 12 月 25 日に、重川^{しげかわ}嗣^{しろう}郎^{らう}功^{こう}労^{らう}会員（愛媛）が 1 月 1 日に逝去されたので会長名の弔電、生花を手配した。

物故会員氏名、平成 16 年度高齢会員予定者氏名、2 ヶ年以上会費未納会員についての報告があり、物故会員に対して黙禱が捧げられた。[資料：庶務 1～3]

(2) 根津八紘氏の再入会検討について

根津八紘氏との和解（平成 15 年 2 月 26 日）から間もなく 1 年になるが、再入会の申請があった場合の方針につき協議する必要がある。[資料：庶務 4-1]

根津八紘氏の代理人遠藤直哉弁護士から、本会の代理人平岩敬一弁護士宛根津氏の再入会に関わる書面を受領した。またこれに対する平岩弁護士からの回答を行った。

[資料：4-2]

根津八紘氏の代理人から再入会に関わる再度の書面を受領した。[資料：庶務 4-3]

根津氏の再入会に関わる平岩弁護士の見解を確認した。[資料：庶務 4-4]

長野県地方連絡委員から根津氏に関する調査報告書を受領した。[資料：庶務 4-5]

本件につき**落合理事**より「和解条項に照らして、本人からの入会申込があることが前提である。平成 16 年 2 月 11 日に根津氏から入会申込があり、長野県地方部会長である小西郁生信州大学教授から根津氏の 1 年間の素行に問題がなかったことが報告されている。以上の経過を踏まえて根津氏の再入会を認めるか否かを協議する必要がある。第 8 回常務理事会では再入会の判断は総会でなされるべきとの意見もあったが、平岩弁護士によれば、過去の経緯はともあれ入会は定款に基づき会長の判断でよいとされている」との発言があった。

これに対して**鈴森理事**より「和解直後、読売新聞に掲載された根津氏の会告違反にあたる行動について、もう一度本人が十分に説明する義務はないのか」との質問があった。

平岩弁護士から「この記事は和解条項の前の行動であり、和解の規定範囲内には該当しない。したがって現状では再入会を拒否できない」との見解が述べられた。

坂元名誉会員より「和解条項には従うが本心が異なる場合が問題である」との意見があった。

平岩弁護士から「再び会告違反があれば直ちに除名になる。根津氏には入会して自分なりの価値観を学会で提示したいとの思いがあるようである」との見解が述べられた。

松岡副議長より「一般的な入会申込書に加えて会告遵守の誓約書を別に一筆とるべきではないか」との意見があった。

これに対し**平岩弁護士**より「法律的には和解条項で充分であり、判決と同じ効力を持つ和解条項において会告等学会の決まりを遵守することを誓約するとなっているから、さらなる念書は不必要である」との見解が述べられた。

最後に**野澤会長**から「和解条項や根津氏再入会の過程を再度ホームページ、機関誌に掲載し、会員に周知をはかる必要がある」との意見があった。

以上の協議を経て、あと数日間特に問題がなければ、根津氏の再入会を認める方針を確認した。

(3) 副会長(第59回学術集会長)の推薦手続きについて

全理事に1月末までに副会長(第59回学術集会長)の推薦を依頼した。会長が2月2日、事務局長立ち合いのもと推薦状を開封したところ2名の推薦があった。被推薦者2名それぞれの意向を会長名書面で至急に確認したところ、立候補の意向があったので、所信を用意していただき理事会前に全理事に事前に配付した。本日午後に副会長(第59回学術集会長)候補者1名の選任を行うにあたり、投票手続き等につき、これまでの決定事項を確認した。なお不在者投票は1回目のみ有効である旨、再度確認した。

[資料：庶務5-1、5-2]

(4) 第1回産婦人科・小児科合同委員会の開催について

1月24日に第1回の委員会を開催した(於：名古屋)。

本会からの委員は茨 聡、岡井 崇、佐藤 章、中野仁雄、村田雄二の5氏である。

(5) 鑑定人推薦委員会の開催について

12月5日に鑑定人推薦委員会を開催した。[資料：庶務6]

(6) 三重大学 豊田長康教授の学長就任予定に伴い、同教授が委嘱されている平成16年度各種委員会委員につき辞退の申し入れがあったが、後任につき、各所属の委員長に伺ったところ下記の回答があった。

学術企画委員会委員(平成16年度)の後任・・・・・・・・欠員とする

周産期委員会委員()の後任・・・・・・・・三重大学助教授 杉山 隆

教育・用語委員会委員()の後任・・・・・・・・日本大学教授 山本 樹生

筆記試験問題選定委員会委員()の後任・・・・・・・・日本大学教授 山本 樹生

本件につき原案通り承認した。

(7) ACOGのCPガイドラインについて

平成15年度の第1回常務理事会(15.5.16)での協議を経て、周産期委員会に検討を依頼した。

周産期委員会より検討結果を受領した(2月18日)。[資料：庶務14]

(8) 専門委員会に関する内規(案)の制定について

第2回運営企画委員会、第3回理事会での「専門委員会に関する事項」の検討を踏まえ、「専門委員会の機構改革検討委員会」で検討を行った。[詳細は運営企画委員会の項で報告する][資料：庶務7]

(9) 酢酸セトロレリクスの早期承認に関する要望書の件

酢酸セトロレリクスの早期承認に関し、本会より厚生労働省に要望書を提出してほしい旨の書面を受領した(2月6日)。[資料：庶務8]

本件につき第9回常務理事会で協議の結果、生殖・内分泌委員会に検討を依頼した。

生殖・内分泌委員会より検討結果を受領した(2月18日)。[資料：庶務8-2]

酢酸セトロレリクスの早期承認に関する厚生労働省への要望書提出につき、**池ノ上委員長、深谷委員長** から承諾との意向が示され協議の結果、要望書を提出することとした。

(10) 周産期委員会からの調査・検討の報告について

周産期委員会より「周産期領域における適応外薬品に関する調査・検討の結果報告」を受領した(2月18日)。[資料：庶務15]

周産期委員会より「妊娠中のメチル水銀曝露とその影響：主に出生児の発達予後に関して」の調査報告を受領した(2月18日)。[資料：庶務16]

池ノ上委員長 から「周産期関連の適応外薬品に関し、硫酸マグネズウム要望の件については浜松医科大学の金山尚裕教授をまとめ役として検討を行うこととした。また、メチル水銀に関わる懸案事項については学会としてさらに情報収集する必要があるが、今後周産期委員会で継続審議していく」との方針説明があり、了承した。

[. 官庁関係]

(1) 文部科学省

文部科学省科学技術・学術政策局長より「科学技術振興調整費による業務の実施要綱の改定等について(通知)」と「平成16年度科学技術振興調整費新規課題の募集について(冊子)」を受領した(1月8日)。

同省より「ヒト胚に関するシンポジウム(東京/神戸) 生命倫理専門調査会中間報告書について」の開催についての書面を受領した(2月5日)。

本件については主催の内閣府からも案内があった。

開催期日が迫っているので、会長裁量で2月2日付で本会ホームページに会員へのお知らせとして掲載した。

同省より「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定に基づく省令等の公布について」の書面を受領した(2月5日)。

本件につき会員への周知徹底を依頼されたので、本会ホームページ及び機関誌に掲載したい。

平成15年7月11日に行われた文部科学省による「実地検査の結果について(通知)」を受領した(2月17日)。[資料：庶務17]

以上文部科学省の ~ の報告につき了承した。

(2) 厚生労働省

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長より平成15年12月8日付母子保健手帳の様式の改正の通知を受領した(12月9日)。

本通知につき会員への周知徹底を依頼されたが、12月26日付の本会ホームページに掲載するとともに、機関誌3号に掲載したい。

健やか親子21「課題2」の幹事会が2月6日に開催された。

なお、健やか親子に関わるシンポジウムを2月24日に開催するにつき「課題2：妊娠・

出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援」につき本会へシンポジストの推薦依頼があった。本会として至急の対応を求められたので、吉田幸洋幹事長を推薦した。

厚生労働省のがん検診に関する検討会について

同検討委員会での産婦人科領域に関わるがん検診の検討課題は、乳がん検診、子宮がん検診、子宮体がん検診の3点であるが、3月末までには子宮がん検診の方向性が出る予定である。

なお、田中憲一副会長と東京女子医科大学の安達知子助教授が産婦人科領域より同検討委員会に参加している。

以上厚生労働省の～の報告につき了承した。

〔 ．関連団体〕

(1) 日本産婦人科医会

1月20日に第5回学会・医会ワーキンググループを開催した。

2月13日に第6回学会・医会ワーキンググループを開催し今年度ワーキンググループの答申及び次年度課題の検討を行った。[資料：庶務9]

(2) 日本医学会

2月24日に第71回日本医学会定例評議員会が開催され、本会から落合和徳連絡委員が出席する。

同評議員会において次期日本医学会会長及び副会長が改選されるが、1月30日までに本会として同医学会会長、副会長候補者の推薦依頼をする必要があり、第8回常務理事会で協議の結果、野澤会長と医学会評議員である藤井副会長、連絡委員である落合理事が協議対応した。

本件報告につき了承した。

(3) 日本医師会

日本医師会より疑義解釈委員会委員の推薦依頼の書面を受領した(2月9日)。

[資料：庶務10]

(4) 日本学術会議

日本学術会議泌尿・生殖研究連絡委員会 青野敏博委員長より、2月3日付書面にて平成17年度科学研究費補助金審査委員候補に関する候補者推薦の依頼があった。

[資料：庶務11]

本会から第1段審査員として24名

第2段審査員として5名

ジェンダー第1段審査員として2名

を、ジェンダーについては2月25日までに、第1段、第2段審査員については3月19日までに回答する必要がある。

については各理事への郵送による投票を依頼し、投票結果を踏まえ、審査委員候補者の選定を行っている。なお、審査委員候補者の推薦は得票数順位。同票の場合は年長を上位とする慣例となっており、各理事からの投票結果を踏まえ、推薦手続きを行うことを承認した。

本件につき、野澤会長から「今回より学術会議から多めの委員を推薦はするが、決定は学術振興会行うこととなった。従って学会から推薦されても指名されないこともある」との発言があった。

(5) 日本妊娠中毒症学会の「妊娠中毒症」の定義・分類試案について

日本妊娠中毒症学会（理事長 佐藤和雄）より、本会会長及び周産期委員会委員長宛に「妊娠中毒症」の定義・分類試案が送付された。[資料：庶務 12-1]

日本妊娠中毒症学会の試案を、まずは周産期委員会で検討した上で理事会で協議し、学会誌に掲載し会員の意見をいただく手続きとすることにしたが、周産期委員会より検討結果を受領する見込みである。

日本妊娠中毒症学会の「妊娠中毒症」の定義・分類試案についての周産期委員会の検討結果を受領した（2月19日）。[資料：庶務 12-2]

本件につき池ノ上委員長より「妊娠中毒症」の定義・分類試案作成の経過 [資料：庶務 12-1, 12-2] につき説明があった。

また神保名誉会員より「妊娠中毒症に関わる用語の定義、特に preeclampsia 子癇前症の用語の使用についてはさらに慎重な対応が必要である」との意見が出された。

本件につき協議の結果、日本妊娠中毒症学会との意見調整を経た上で、妊娠中毒症の定義・分類試案を委員会提案として会員に晒し、意見を伺う手続きを取ることとした。

(6) 日本癌治療学会

日本癌治療学会がこれまでに主導してきた各領域臨床腫瘍データベースの構築と抗がん剤適正使用ガイドライン作成の事業を、資金的事情から、各領域の学会での検討及び作成に委ね、経費負担もお願いするとの方針変更の書面を受領した（1月22日）。また、併せて放射線腫瘍の専門家、緩和療法の専門家の参加及び子宮がん及び卵巣がんデータベースの公開時期等のアンケート回答依頼があった。[資料：庶務 13-1]

本会から同学会のデータベース委員会に参加している嘉村敏治、蔵本博行両委員に本件経緯につき照会したところ報告があった。[資料：庶務 13-2]

本件につき稲葉理事より腫瘍委員会の立場から、また嘉村理事より婦人科腫瘍学会の立場から標記ガイドラインにつきさらに検討し、癌治療学会の方針に対応していくとの意向が示され、了承した。

(7) 日本婦人科腫瘍学会から本会婦人科腫瘍委員会報告の年報を施設認定のための資料として使用するにつき許可願があった（2月13日）。[資料：庶務 18]

本件につき了承した。

[. その他]

後援依頼

小児科・産科若手医師の確保・育成に関する研究の第3回シンポジウム「周産期医療における医事訴訟をめぐって」への本会の後援依頼があった。財政的な負担もないので応諾した。

ここで清川議長が午後から退席するにつき、同議長より「総会における質疑応答のあり方について特定の代議員からの質問時間が長過ぎることに問題がある。類似の質問はまとめて効率的に対応する必要がある、また、各自の質問が個人的な意見なのか公式な見解なのかを慎重に見極めることが重要である」との発言があり、了承した。

2) 会 計 (岡村州博理事)

(1) 会費納入状況

1月31日現在の会費納入状況は、在外会員52名、保留者0名を含め、会員数15,982名、会費納入者数14,945名(いずれも会費免除会員1,263名を含む)、未納者数1,037名、納入率93.5%であった。

(2) 地方部会宛通知

関係地方部会宛に、2カ年以上の会費未納会員(1月31日現在91名)の会費納入督促と、このままでは第56回総会に諮り除名の手続きを進めることになる旨を通知した。

1月31日現在の会費納入状況に会員索引を添え、未納会費の納入依頼と機関誌の発送停止、2カ年間会費未納会員、住所不明者、住所移動の取扱い等、平成15年度物故会員宛弔電立替料金の精算依頼を通知した。

(3) 平成15年度収支計算見込・平成16年度予算編成について

昨年12月初旬に各部署・委員会から提出された平成15年度事業・予算見込報告及び平成16年度事業計画・予算申請について、1月5日に会長、会計担当常務理事、監事による予算査定会議を開催した。

これらの検討を経て、2月6日に会計担当理事会を開催し、平成15年度収支計算見込、専門委員会費、平成16年度予算案について審議を行った。

なお、平成15年度収支計算見込及び平成16年度予算については、文部科学省の指導により重要な会計処理方針の変更を行うものとする。[資料：会計1~4]

本件につき**岡村理事**より「平成16年度は研修医のスーパーローテーションの影響により約350名分の会費減収が見込まれる。予算編成は大変厳しい状況にあり緊縮財政となる。しかし学会の発展を目指してJOGRのelectric membershipの充実、『産婦人科研修の必修知識』刊行ならびに登録事業の円滑化には積極的に支出していきたい」との意向が示された。

松岡副議長より「総会に先立って予算決算委員会が開催されるが、岡村理事には予算編成の経緯について適切な説明をお願いしたい」との要望があった。

また**中野監事**より「予算編成は妥当性のあるシミュレーションの下に作成されるべきで、運営企画委員会や庶務担当理事ともよく連絡の上、楽観視することなく作業をすすめるべきである」との発言があった。

以上の協議の上、平成15年度収支計算見込・平成16年度予算編成の方針を了承した。

3) 学 術 (和氣徳夫理事)

協議事項答申に記載

4) 編 集 (星 和彦理事)

(1) 会議開催

編集会議を1月16日、2月6日に開催した。

編集担当理事会を2月20日に開催した。

(2) 平成16年度の編集方針について説明があり、これを了承した。[資料：編集1]

(3)「産婦人科研修の必修知識」の刊行・販売事業について説明があり、これを了承した。[資料：編集2]

5) 渉外 (村田雄二理事)

[FIGO 関係]

(1) FIGO チリ大会で採択された FIGO の CONSTITUTION について

国の概念よりもテリトリー概念が前面に出た。 役員の交替は 3 年毎に半数が替わるとあったのを原則として改めた。 FIGO 本部移転に際しては賃借とあったのを購入も可とした。 議決の際、2/3 以上の多数とあったのを 2/3 以上の投票による多数と明確にした。 Scientific Committee の Chair の選出規定を明確にした。 AOFOG 等地域からの派遣の場合の Registration Fee を免除していた規定を FIGO の経済的理由から外した。等の 6 箇所の主な変更点があった。

(2) FIGO Executive Board Meeting が 2004 年 1 月 25 日にロンドンで開催された。

(3) IPAS から WHO の”Safe Abortion : Technical and Policy Guidance for Health System”が発表されたことの連絡、ならびに FIGO/WHO の宣言を受けて”A Mandate to Reduce Maternal Mortality From Unsafe Abortion”の改訂文書を添付書類で受領した(1月20日)。[資料：渉外1]

(4) 日本助産師会の近藤潤子会長から本会会長宛に FIGO で採択された Active management of the 3rd stage of labor to prevent post-partum hemorrhage に関する書状を受領した(1月20日)。[資料：渉外2]

[AOFOG 関係]

(1) 2004 年 1 月 20 日にバンコクにて分娩後出血の研究会が Maternal and Neonatal Health

(MHN) Program of JHPIEGO、Asia and Near East Bureau of United States Agency for

International Department (USAID)、The Ministry of Public Health, Royal Thai Government の共催で開催された。

(2) 2005 年 10 月に開催される第 19 回アジア・オセアニア産婦人科学会(韓国ソウル)の学術集会長(Sung Eun NamKoong, M.D.)及び学術委員長(Joo Hyun Nam, M.D.)から、産婦人科の各フィールドのシンポジウムの演者に関して本会からの推薦依頼の書状を受領した(1月16日)。[資料：渉外3]

現在候補者を答申中である。

(3) 前 AOFOG 会長、Prof.D.K.Tank から第 56 回日本産科婦人科学会の開催の広告をインド産婦人科学会誌に掲載したとの連絡を受け、礼状とともに返答した(2月6日)。

(4) 第 48 回全インド産科婦人科学会(2005 年 1 月、Aurangabad)の組織委員会から

開催の案内状を受領した ([URL:http://www.aicog2005.com](http://www.aicog2005.com)) (2月5日)。

[ACOG 関係]

(1) 第 56 回日本産科婦人科学会学術講演会開催中の 4 月 12 日に JSOG-ACOG 合同会議を開催する。本会からは野澤会長、藤井副会長、田中副会長、村田渉外理事、落合庶務理事が出席する。

[その他]

(1) 国際産婦人科超音波学会から第 1 回学術集会 (2004 年 3 月 21~24 日、シンガポール) に関する最終のサーキュラーを受領した (1月9日)。

(2) The Fifth Royal International Research Award 募集の通知の手紙を受領した。

受賞対象のフィールドは不妊症、生殖内分泌、生殖免疫学、生殖生物学で Scientific Committee Members によって選考され、第 1 位受賞者には 10,000 ドルが授与される。

応募者は応募用紙と論文を 2004 年 4 月 10 日までに郵送すること。

本件については本会ホームページで会員へ案内した。

(3) 第 34 回北欧産科婦人科学会 (2004 年 6 月 12~15 日 ヘルシンキ) の学会開催の案内を E メールで受領した。本会からの参加を希望している。抄録締め切りは 2 月 29 日 ([URL:http://www.NFOG2004.com](http://www.NFOG2004.com)) (2月6日)。

(4) The 5th World Congress on Controversies in Obstetrics, Gynecology and Infertility (June 3-6, 2004, Las Vegas, USA) の事務局から学会開催のメールを受領した (2月16日)。

以上、渉外に関わる全ての報告につき了承した。

6) 社 保 (植木 實理事)

(1) 会議開催

2 月 21 日に第 4 回委員会を開催する。

(2) 平成 15 年度治験推進研修事業における産婦人科領域の治験候補薬に関し、腫瘍 4 項目、周産期 11 項目につき、医師会治験促進センター長宛推薦した。[資料：社保 1]

(3) 内科系学会社会保険連合委員一覧 (67 学会) についての説明があった。

[資料：社保 2]

(4) 厚生労働省より「赤血球不規則抗体検査」に関する問い合わせがあったので、回答を行った (2月13日)。[資料：社保 3]

本件回答につき了承した。

(5) 平成 16 年度社会保険診療報酬等の改定概要についての説明があった。

7) **専門医制度**（武谷雄二理事）

(1) 専門医認定審査についての会告

平成 16 年度専門医認定審査に関わる会告を機関誌 56 巻 4・5 号に掲載する。

(2) 第 4 回中央委員会の開催

平成 15 年度第 4 回中央委員会は 1 月 31 日に開催した。

(3) 平成 16 年度専門医認定二次審査筆記試験問題の作成・選定について

東京から福岡までの各大学教授・助教授より収集した筆記試験問題案を基に、本年 6 月までに問題の選定を行う予定である。現在教授・助教授 67 名に問題作成を依頼（12 月 1 日）作成中である。

(4) 認定二次審査（面接試験）担当者推薦依頼

平成 16 年度専門医認定二次審査は平成 16 年 7 月 31 日（筆記試験）と 8 月 1 日（面接試験）の 2 日間、東京と大阪の 2 会場で開催される。面接試験担当者の選出は本年度と同様に各地方委員会委員長に対し、推薦かたを依頼した（12 月 4 日）。

(5) 中央法人日本専門医認定制機構より専門医制度評価基準チェックリスト集計結果を受領した（12 月 4 日）。[資料：専門医制度 1]

(6) 日本感染症学会 川名 尚理事より「日本感染症学会認定の感染症専門医の動向について」その後の進捗状況の報告を受領した（1 月 13 日）。[資料：専門医制度 2]

(7) 「難手術技術認定広がる」に関する日本経済新聞の記事について

[資料：専門医制度 3]

(8) NHK からの専門医制度に関するアンケート調査について[資料：専門医制度 4]

(9) 中間法人日本専門医認定制機構第 2 回総会の開催

3 月 3 日に第 2 回の総会が行われ、平成 16 年度予算、理事改選挙についての審議が行われる。武谷専門医制度委員会委員長が出席予定である。

以上、専門医制度に関わる(1)～(9)の報告を了承した。

8) **倫理委員会**（田中憲一委員長）

(1) 本会の見解に基づく諸登録（平成 16 年 1 月 31 日）

ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：85 施設

体外受精・胚移植、および GIFT の臨床実施に関する登録：609 施設

ヒト胚および卵の凍結保存と移植に関する登録：441 施設

パーコールを用いての XY 精子選別法の臨床実施に関する登録：機関誌 46 巻 8 号（平成 6 年 8 月）において登録一時中止以来登録なし、通算 17 施設

顕微授精の臨床実施に関する登録：322 施設

非配偶者間人工授精の臨床実施に関する登録：23 施設

(2) 委員会開催

倫理委員会：1月14日に第6回、2月12日に第7回倫理委員会を開催した。

倫理審議会：1月8日に第5回、2月5日に第6回倫理審議会を開催した。

着床前診断に関する審査小委員会：

12月19日に第2回小委員会を、2月5日に第3回小委員会を開催した。

(3) 神戸市 大谷産婦人科において、本会に無申請のまま着床前診断が実施されたことが報道され、問い合わせにより、事実であることを確認した。[資料：倫理 1~4]

(4) 「会員へのお知らせ 生殖補助医療に関する諸登録の申請にあたって留意すべき事項」を機関誌1月号に掲載した。[資料：倫理 5]

(5) 日本医師会「会員の倫理向上委員会」より「医師の職業倫理規定(案)」に対する意見聴取がきた。倫理委員会委員の意見を聴取し、別紙回答を行った。

[資料：倫理 6、7]

(6) 死亡した夫の凍結保存精子を用いた出産に関わる裁判について愛媛県連絡委員伊藤昌春先生より、回答を受領したが、これを受け、高松地方裁判所、香川県連絡委員秦利之先生に調査を依頼している。

[資料：倫理 8~10]

(7) 婚約者間の未婚の男女に対する体外受精-胚移植に関する報道がなされたが、これに関連して日本経済新聞社に実施施設について問い合わせを行っている。

[資料：倫理 11、12]

(8) 日本不妊学会より「事実婚カップルに対するアンケート」実施につき、本会に登録されている体外受精実施施設の一覧表使用の許可願いに対して、すでに本会の登録施設名は公開されている旨の回答をした。[資料：倫理 13、14]

(9) 朝日新聞社発行「AERA」2004年1月12号に「不妊治療最前線-妊娠率で病院を選ぶな」が掲載された。本会登録・調査に関する小委員会久保春海委員長のコメントが載った。

[資料：倫理 15]

(10) 慶應大学産科婦人科学教室から「着床前診断に関する臨床研究に関する施設認可申請」があった。

(11) 「優生思想を問うネットワーク」から「着床前診断」に関する申し入れがあり、受領書を送付した。[資料：倫理 16]

以上、倫理委員会に関わる(1)~(11)の報告を了承した。

2. 理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) 定款改定委員会（落合和徳委員長）

落合理事 より「機関誌 56 巻 1 号に会員へのお知らせとして『定款および定款施行細則の改定案』を掲載し、1 月 30 日までに意見をいただく手続きとしたが、会員からの意見は 1 件も寄せられなかった。

については、原案通りの改定案を再度第 4 回理事会で諮った上で、第 56 回総会議題として上程したい」との発言があり、協議の結果これを承認した。[資料：定款改定 1]

総会・代議員選任規定の一部改定について

落合理事 より「定款の改定に伴い、役員・代議員選任規定の改定につき、第 56 回総会議題として上程したい」との発言があり、協議の結果これを承認した。

[資料：定款改定 2]

総会運営内規の一部改定について

落合理事 より「定款の条項の変更に伴い、総会運営内規中にある定款の条項の変更を行う必要がある。同じく第 56 回総会議題として上程したい」との発言があり、協議の結果これを承認した。

[資料：定款改定 3]

2) 学会のあり方検討委員会（藤井信吾委員長）

(1) 会議開催

第 6 回委員会を 1 月 16 日に開催した。第 7 回委員会を 3 月 12 日に開催する。

(2) 全国の研修指定病院への「産婦人科における医師充足度に関する実態調査」の実施について

全国 828 研修指定施設に学会のあり方検討委員会から「産婦人科における医師充足度に関する実態調査」のアンケートを送付した（1 月 19 日）。[資料：学会のあり方 1]

回答期限は 2 月 6 日であったが、取りまとめ結果は、本委員会より後日発表する。

以上、学会のあり方検討委員会に関わる（1）、（2）の報告を了承した。

3) 広報委員会（佐藤 章委員長）

(1) 会議開催

2 月 17 日に委員会を開催した。

(2) パスワード登録状況（1 月 30 日現在）

在籍会員	16,014 名		
登録済会員	5,935 名	登録率	37.06 %

(3) 周産期登録システムの UMIN によるデモンストレーションについて
理事会冒頭に経緯の解説と今後の予定が示された。

(4) 登録業務一元化に関わる平成 16 年度事業・予算計画について

地方部会担当の公開講座やテーマの紹介があった。[資料：広報 1, 1-2]

以上、広報委員会に関わる（1）～（4）の報告を了承した。

4) 2007 第 20 回 AOCOG 実行委員会 (武谷雄二委員長)

(1) 1 月 29 日に第 4 回実行委員会を開催し、コンベンション業者 ICS 企画との契約書内容等についての協議を行った。

(2) 名称を第 20 回 AOCOG 組織委員会に変更する。

名称変更につき原案通り承認した。

・ 協議事項

1. 平成 15 年度決算見込み、平成 16 年度予算について

午前中の会計報告とともに協議され、承認済み。

2. 運営企画委員会の答申について

1) 運営企画委員会内小委員会 (鑑定人推薦委員会、専門医委員会の機構改革検討委員会、会員カード導入検討委員会、事務局 IT 化推進委員会) の答申について

落合理事 より庶務資料 7 に基づき『専門委員会に関する内規案』が示され「専門員会として (1) 生殖・内分泌委員会、(2) 婦人科腫瘍委員会、(3) 周産期委員会、(4) 学術用語委員会、(5) 社会保険学術委員会をおくこと、教育・用語委員会が新たに学術用語委員会となる」との説明があり、協議の結果これを承認した。

さらに「事務局 IT 化推進委員会からはインターネットの光ファイバー導入について導入コストとして約 2 百万円強が必要であるが、今年度の事務局 IT 化経費で対応し、年度内に光ファイバー導入が可能な見通しとなった」との説明があり、これを承認した。

2) 学会・医会ワーキンググループ答申について

落合理事 より庶務資料 9 に基づき、学会・医会ワーキンググループ答申について、以下の説明があった。

(1) 刊行事業の連携・分担

「日本産科婦人科学会誌」と「日本産婦人科医会報」の共同発送を開始し、学会・医会 WG としては、次年度以降も共同発送を継続することを両会の理事会に提案するとともに、本年度の経費削減効果を次年度予算策定に反映させることとした。

(2) 社会保険事業の連帯・分担

平成 15 年度より、学会側は社会保険学術委員会の構成員を変更し、学術的な検証を行うことの他に、社会が学会側に意見を求める方向にあるため、外保連、内保連への窓口、行政への窓口としての機能に特化し、医会側は会員への社保の適正な運用等の指導の他に、会員からの要望を受信し、また日本医師会への要望を発信する窓口としての機能を担うことになった。本年度は両会がこのシステムを開始した状態であり、今後その評価を行う必要性があるものと考え。その評価方法等に関して次年度以降断続的に検討する。

(3) 医事紛争業務の連帯

前年度学会・医会 WG が窓口となり 180 余名の候補者からなる「鑑定人候補者リスト」を作成した。本年度は運営企画委員会の中に両会の会員からなる「鑑定人推薦委員会」を設置し、「医事関係訴訟委員会」への推薦の実務を行うことになった。今年度はさらに大学講師・助教授にも枠を拡大した「鑑定人候補者リスト」を作成し、日本産科婦人科学会鑑定人推薦委員会へ提出した。その結果、候補者の総数は 257 名となった。今後は医事紛争事例に関し情報収集と分析を行えるようなシステムを構築していくことについても検討の必要があることを確認した。

(4) 学術集会について

学会側は第 56 回日本産科婦人科学会総会ならびに学術講演会の生涯研修プログラムにおいて「日本産婦人科医会・研修ノートレビュー」を開催することになった。

(5) 卒後・生涯研修活動について

次年度、学会側は「研修コーナー」を製本化する予定であり、医会側は「婦人科における二次感染とリスクマネジメント」と「不正性器出血」を刊行する予定である。今後、両会の研修活動のあり方に関しては、専門医の位置付けを中心に考えることが重要で、中でも「社会が要求している専門医」との整合性を協議・検討する必要がある。また、専門医未取得者の研修方法、高齢会員に対する更新に要する研修記録の提出免除制度を廃止した後の、新専門医制度下での研修方法、医療過誤医師に対する研修のあり方・システム作り等についても協議する必要がある。さらに、この問題と専門医制度との関わりも明確にする必要がある。次年度以降も「卒後・生涯研修活動について」を、本ワーキンググループの最重要検討事項として継続協議することとする。

卒後・生涯研修活動についての説明、報告に対して、以下の質疑があった。

木下理事「本を刊行するなら、各専門委員会がもっと具体的に研修コーナーの内容をチェックし、学会としての指針を示していく方向なのか」

星理事「通常の校正業務を完了しているが、更に幹事等でチェックし、最終的に各専門委員会でチェックしていただいている。内容は学会としてコンセンサスを得たものとなっていると認識している」

木下理事「専門委員会の役割が具体的でない」

落合理事「ワーキンググループの中で、各関連学会で治療指針が出ているので、今後これを学会・医会でしっかりとまとめていく必要がある」

以上、本件に関して協議の結果、学会・医会ワーキンググループの答申を承認した。

3. 学術企画委員会の答申について

1) 平成 15 年度学術奨励賞選考について[資料：学術 8]

和氣理事より「当該選考小委員会での検討を経て学術企画委員会として検討を行った結果、周産期医学部門の受賞者を西岡暢子君とすること、ならびに他の 3 部門については該当論文なしとする」との答申があり、これを承認した。

2) 第 57 回学術講演会特別講演演者選考について[資料：学術 8]

和氣理事 より「推薦のあった 4 名の候補者について当該選考小委員会ならびに学術企画委員会で厳正に検討した結果、名古屋大学 水谷栄彦教授と大阪大学 村田雄二教授の 2 名を選出した」との答申があり、これを承認した。

さらに選考経過について「4 名の候補者全てについて業績ならびに学会への貢献度などその適格性に差がないとした上で投票を行い水谷栄彦教授と村田雄二教授の 2 名を選出した。この両名についてさらに検討した結果、差をつけがたいため両名ともに演者とした。さらに藤井副会長（第 57 回学術集会長）に問い合わせて特別講演 2 題の実施が可能であることを確認した」との報告があり、これを承認した。

3) 第 57 回学術講演会シンポジウム演者・座長選考について[資料：学術 8]

和氣理事 より「当該選考小委員会ならびに学術企画委員会で検討の結果、資料に示した演者・座長を選出した」との答申があり、これを承認した。

さらにシンポジウム 4 について「ワークショップ形式とすること、ガイドライン作成に関わっている専門学会より co-chairperson を招くこと、選考した会員演者 4 名に加えてこの co-chairperson にこれ以外の演者推薦を依頼すること」との報告があり、これを承認した。

4) 第 58 回学術講演会シンポジウム課題選考について[資料：学術 8]

和氣理事 より「当該選考小委員会ならびに学術企画委員会で検討の結果、資料に示した課題を選出した」との答申があり、これを承認した。また、シンポジウム 4 はワークショップ形式とすることについても承認した。

5) 総会会場固定化準備委員会からの答申について

和氣理事 より「本件の答申は次年度に行う」との説明があり、了承した。

6) 学術講演会事後評価小委員会・学術集会長のあり方合同委員会からの答申ならびに学術企画委員会運営要綱改定案について[資料：学術 4、5]

和氣理事 より答申の概要が説明された。全理事・役員・学術企画委員に事前配布したところ特段の意見はなかったため、本答申に基づいて運営要綱改定案を作成し、これを全理事・役員・学術企画委員に事前配付した。ここで学術追加資料 5-5[当日配布]に示す 2 つの修正意見があったため、これを加えた最終的な運営要綱改定案を作成したとの説明があった。また、ポスター発表の際に口頭発表時間を設けるか否かについては結論に至らなかったため、今後は学術集会長の裁量に任せたいと追加された。

中野監事 より「構造的には時代感覚にあったもので賛成するが、事後評価というものは改善サイクルにいかせるだけのものはなかなかできないので、実際に active なものとするため今後さらに検討してほしい」との意見があった。

和氣理事 より「事後評価については第 56 回の事後評価より試行を始めたいと考えており、これらの試行を通じてフェアな評価機構を確立したい」との説明があった。

以上の協議を経て、答申ならびに運営要綱改定案を承認した。

7) 学術集会の国際化について[資料：学術 6]

和氣理事 より「学術集会の公用語は日本語と英語であることはすでに決まっているがこの認識がなお普及していないように思えるので、今後宣伝していきたい」との説明があり、承認した。

8) 一絨毛膜性二羊膜性二卵性双胎（いわゆる胎盤共有の二卵性双子）に関する取材対応について[資料：学術 7]

和氣理事 より「本件につき読売新聞より本会の見解につき改めて取材申し入れがあったので、生殖・内分泌委員会及び周産期委員会の調査報告などを基に、2月6日の常務理事会終了後に取材対応した」との報告があった。さらに「本件に関するヒトでの事例はすでに1950年代から報告があるが、いずれも症例報告にとどまり自然妊娠での頻度が不明であること、胚盤胞移植などの生殖補助医療技術で頻度が増加するかも不明であること、ヒトでは表現型に特段の異常は報告されていないがウシではフリーマーチンがおこるのでヒトでの異常の有無についてもさらに調査が必要であること、卵性診断に医療費の保証がない」などの問題点の説明があった。

以上の説明に対して以下の意見があった。

池ノ上委員長 「極めて重要な問題であるので今後周産期登録を利用した基礎データの収集も含め検討したい」

深谷委員長 「生殖内分泌委員会と倫理委員会において登録業務の一元化を検討中である」

大濱理事 「このような事例について、マスコミの先行を受けて検討を始めるのではなく、他学会などの動向を含めてより早く情報を収集するシステムが必要である」

藤井副会長 「学術関連の問題は各専門委員会の枠を越えて多岐にわたる場合が多いので、このような問題を含め、今後は学術企画委員会が学術委員会としての性格をもって整理して出していくべきである」

中野監事 「事業として行っていくのであれば action plan をたてて予算化していくべきである、また登録項目に入れるなど予算化が加わらない形もあるだろう」

4. 専門委員会の事業報告、事業計画について

1) 生殖・内分泌委員会事業報告、事業計画

深谷委員長 から会計資料 4 に基づき「生殖・内分泌委員会内倫理委員会と、ボランティアベースの登録事業について一本化を検討中である、子宮内膜症取り扱い規約第2版の刊行については平成15年度第3回理事会にて承認され現在進行中である」との報告があった。さらに小委員会事業として『閉経後女性の QOL 向上を踏まえた個別指導のあり方検討小委員会』『ヒト生殖のロス（習慣流産等）に対する臨床実績の調査検討小委員会』『本邦に於ける妊孕性温存・回復を目的とした新しい手術手技の実態調査とその効果検討小委員会』の各小委員会事業の報告があった。

2) 婦人科腫瘍委員会事業報告、事業計画

稲葉理事 より会計資料 4 に基づき、婦人科腫瘍委員会報告として「登録事業と登録業務一元化に関する小委員会を開催し、とくに登録にあたって IC をとること、匿名とすることなど、登録業務に関する指針を作成し、日産婦倫理委員会に提出した。STD と性器癌に関する小委員会を開催した。新たに Web 登録の導入に向けて、試行期間として現在の登録システムと並行して行うため、200 万円の予算増加が見込まれる」との報告があった。

3) 周産期委員会事業報告、事業計画

池ノ上委員長 より、会計資料 4 に基づき「胎児心拍数図の波形の解説を作成した。

新周産期登録システムにおける周産期に於けるデータをまとめた。また、新周産期登録システムの問題点を検討した。妊娠中毒症学会作成の妊娠中毒症の新分類を検討した。

妊娠中のメチル水銀暴露の問題に関して、国内外の文献をレビューし、報告した。早産における硫酸マグネシウムを含む未承認薬について検討した。アメリカ産婦人科学会発行の『Neonatal Encephalopathy and Cerebral Palsy』を検討し、endorsement した。アセチルスピライシンの製造・販売中止を受けて、代替薬などの検討を行ったが、当分の間は製造されることとなった。新周産期登録システムに参加した 117 施設の 2002 年のデータをまとめた」との報告があった。

4) 教育・用語委員会事業報告、事業計画

吉川委員長 より、会計資料 4 に基づき「平成 14 年度に出版された『産科婦人科用語集・用語解説集』の増刷・改訂に備え、誤字脱字、削除・追加すべき項目、改訂すべき項目を集積する方針とした。平成 15 年度日本産科婦人科学会専門医制度認定第 2 次筆記試験の問題選定・作成を担当した。6 年後に予定される次回の『産科婦人科用語集・用語解説集』の増刷・改訂に備え、データの整理、集積を続ける」との報告があった。

以上、専門委員会事業報告、事業計画の説明があり、これを承認した。

5. 倫理委員会について

1) 大谷会員の無申請の着床前診断について

田中倫理委員長 より倫理資料 1~4 および当日配布資料：平成 15 年度第 7 回倫理委員会議事録(案)(大谷会員との面談後の処分についての協議部分)に基づき、新聞等に報道された「神戸市の大谷会員の無申請の着床前診断について」についての経過についての説明があり、「大谷会員との面談において、『行為は事実である。マスコミでの発言は事実である。なお、マスコミに乗せられて学会批判などの不本意な発言をした』と本人は言っていた。当日の倫理委員会では大多数の委員が大谷会員の処分について、今回は会告を知りながら確信を持って行った行為であり、毅然とした学会の態度が必要であり、除名が相当であるとの意見であった。しかし、除名するだけではなく、教育的指導も大切なのでは

ないかとの意見もあった」との報告があった。

本件に関し以下の協議があった。

和氣理事 「大谷会員は学会と社会との双方への十分な説明と謝罪がなければ除名が相当である」

武谷理事 「除名は前例と照らし合わせて、どこが同じか、違っているのか考えることも大切である。不問か除名かの二者選択だけではなく、多少いろいろな選択肢も踏まえての検討もあるのではないか」

田中倫理委員長 「根津氏はマスコミ公開を条件として、学会との話合いの機会を持たなかった上、その後の『今後は行わない』との意志を示さなかった。今回の大谷氏はすぐに謝罪を示したが、4～5年前と比べて社会の受け止め方が違ってきている。社会への accountability が以前より強く求められている」

落合理事 「現在の定款では、『除名』はあるが『処分』条項はない。運営企画では、今後処分についての学会の accountability を庶務を中心に検討していくことを確認した」

星理事 「この症例は IVF が必要な症例とは考えにくい」

大濱理事 「着床前診断小委員会委員長として、我が国の初めての着床前診断の認定を慎重に進めているのに、もしこれを認めれば、我が国第 1 例の着床前診断症例となるのか。そういうことについて、学会としてはどのような見解をとるのか」

野澤会長 「『生命の選別』に繋がる可能性のある着床前診断について、何が重篤なのかということを含めて、学会が慎重に検討している。今回の『産み分け』とは大きな距離がある。学会としては、これを着床前診断の第 1 例目としては認められない」

稲葉理事 「本件ではインフォームドコンセントをちゃんとした書式で明記していない。医道審議会にかかる可能性もある。この施設には、除名を含めて厳重勧告が必要である」

野澤会長 「本件はインフォームドコンセントの書類がなく、施設の倫理委員長が大谷会員本人であり、カウンセラーも自分本人であったなどが大きな問題である。また謝罪後もホームページで自説を展開するなど、内容が変わっていない」

落合理事 「ご本人が来て話ただけで、診療録等は持参していない。学会でそれを調べておく必要があるのではないか」

高桑幹事 「院内倫理委員会議事録もインフォームドコンセントの文書もないと大谷会員が言っていて、この旨が書かれた議事録を本人にも送って確認している」

麻生理事 「今回の倫理委員会に本人はどういう気持ちで来たのか」

平岩弁護士 「今回は事実調査であるが、今後診療録を取り寄せて事実調査をする必要がある。今回は本人から『もうしない』との誓約書と謝罪文が出ている。根津氏は、当時の藤本倫理委員長と落合幹事長が本人のところまで行って事実確認をした時に『もうしない』とは言わず、むしろ今後も会告に従わない旨を話した。警告して弁明の機会を与える必要があり、診療録等を事実調査する必要はある」

藤井副会長 「ただ除名だけではない処罰を考えていくことが必要なのではないか」

平岩弁護士 「定款では『除名』のみで、『処分』条項はないが、厳重注意の旨の指導はできる。自身のホームページに学会からの指導を受けたこと等を載せさせることも一つの手段である」

和氣理事 「社会への責任を自分がどう取ろうとするのか、それを果たさない限り除名

すべきと考える」

石塚理事「今回の方がむしろ根津氏より責任が重く、除名なしでは学会の処置としての整合性が保てない。行った行為は除名が相当である」

落合理事「会として会員が行った事に対する社会への責任をどうするかを考えることも大切。彼を除名することだけが、会の責任の取り方なのか」

佐藤理事「会の社会への責任とはどういうことか、執行部が責任を取ってやめるとかそういうことなのか」

落合理事「そういうことではなく、除名することだけが社会への会の責任の取り方になるのか、その辺の検討も必要と思う」

藤井副会長「除名によって、かえって野に放たれて自分勝手にやることになってしまう懸念もありうる」

佐藤理事「これは医道審議会にかかるような大問題である」

野澤会長「例えば検討の一つとして『退会勧告』はどうか。専門医でなくなると生殖登録施設の責任者にはなれない。しかし、本施設責任者は大谷会員の妻であり、実質的にはできるという形になってしまう」

野口理事「佐藤理事の意見に賛成である。理事会では『除名』を決定し、総会にかけるということをしなければ、社会は早急に学会が対応したとは考えないのではないか」

木下理事「もう One Step あってもいいのではないか」

大濱理事「今回は着床前診断を性別診断のために行ったことが問題だ。学会がやろうとしていた重篤な遺伝子疾患の着床前診断ではない」

木下理事「学会の求めた重篤な遺伝性疾患に対する着床前診断ではないことが問題である」

鈴森理事「いわゆる医療行為としての着床前診断ではない。厚生労働省では、医道審議会にかけるとまで聞いている。除名したら根津氏のように裁判になるということはないのか」

平岩弁護士「原告が裁判所に提訴すれば裁判を起せる」

麻生理事「3 例目に発覚したが、それまで学会が生殖登録施設でレポートを提出してあったのに知らなかったのであれば、社会は学会に不信感を持つ。学会として、これからそこまで踏み込んで登録調査をしていかなくていいのか。今後それらの点も考慮に入れることが大切なのではないか」

植木理事「現職の神戸大学の助教授を経てきているのに、マスコミに対してどうして学会に対抗していくような発言をしたのか。次回の総会で本人に説明してもらわないといけないのではないか」

落合理事「神戸大学医学部産婦人科学教室の助教授ではなく、保健学科の助教授だったようだ」

鈴森理事「除名の決定は総会であるが、マスコミは今回の理事会の決定を大変に注目している。理事会の結論を出すことが大切である」

武谷理事「本日この場で除名か否かといういずれかの選択肢で決議をいたすのか」

木下理事「マスコミのスタンスに合わせるのではなく、学会としてのスタンスが大切である」

村田理事「根津氏の時も除名によって uncontrol になって行くかも知れない心配もあったが、社会への我々学会の責任があり、除名とすることになった。今回はまさに『確信

犯』である」

平岩弁護士「定款細則に、除名に対しては会長が所属部会長の意見を徴し、総会の承認を得て決定するとある。また本人の弁明を聞くなど、手続きはしっかりとしなければならない」

野澤会長「今回の理事会では、あくまで大谷会員の行為は除名相当であるかを確認し、決定は総会でということに議決をとることになる」

工藤理事「除名相当である」

以上の協議の結果、議決をすることが承認され、本日出席の 22 名（会長除く）の理事による挙手によって議決が行われた。

議決の結果は、

- | | |
|-------------------------------------------------------------------|------|
| 1. 「退会勧告」 | 0 名 |
| 2. 「除名相当であり、除名に向かって定款に基づく手続きを踏んで、総会で決定」
すなわち、会員の除名議案の総会への提案に賛成 | 20 名 |
| 3. 厳重注意 | 1 名 |
| 4. 保留 | 1 名 |

よって第 4 回理事会において、大谷会員は除名相当であり、定款及び定款施行細則に基づく手続きを踏んだ上で総会で除名を審議することとした。すなわち、大谷会員の除名議案の総会への提案を賛成多数で議決し、承認した。

8. 副会長選出及び第 59 回日本産科婦人科学会学術集会長選出

落合理事より庶務資料 5-1、5-2 に基づき、副会長（第 59 回学術集会長）の推薦手続きについて「全理事に 1 月末までに副会長（第 59 回学術集会長）の推薦を依頼した。会長が 2 月 2 日、事務局長立会いのもと推薦状を開封したところ 2 名の推薦があった。被推薦者 2 名にそれぞれの意向を会長名書面で至急に確認したところ、立候補の意向があったので、所信を用意していただき理事会前に全理事に事前に配布した」との報告があり、続いて理事会における副会長推薦の投票手続きについて説明があり「定款改定移行期の解釈について、顧問弁護士の平岩先生へ意見を求めたところ、会長あてに文章で回答をもらった」との説明があった。

平岩弁護士より「現在の定款上、副会長は理事に就任することになっているが、定款変更手続きに合わせて、理事に就任しない副会長を選任することができるか否かという点につき所見を述べたい。

今般の総会では、定款変更により会長制が廃止され、理事長制に移行することが予定されている。新制度では副理事長を置かないため、今回新たに選任される副会長は、副理事長になることが予定されていない。前総会の決議より、学術集会長になることが予定されているだけである。

このように、定款変更が予定されている状況においては、変更後の定款の規定を前提に、新たな人事を行った場合、その人事が変更前の定款の定めと抵触する状態が一時的に生ずる。しかし、その人事はあくまでも総会の意思を反映した新定款に沿うものであり、変更後の定款が効力を発することで、抵触状態が消滅することも考慮するならば、定款変更決議に続く総会の決議を条件として、理事に就任しない副会長を選任することには相当性が認められる」との発言があり、このことを確認した。

また、落合理事から再度下記の投票手続きの確認が行われた。

1) 定足数等

- (1) 理事現在数の3分の2以上(定款第25条)。
- (2) 議事は出席理事の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる(定款第25条)。
- (3) 白票は有効投票数に含めることとし、白票が過半数となったときは当該投票は無効とする。
- (4) 投票は全て無記名とし、候補者以外の名前の記載したる票は無効(慣例)。

2) 候補者が2名の場合

- (1) 第1回投票(議長は参加しない)の過半数をもって決する。
- (2) 第1回投票で過半数に達しない場合、再投票(議長は参加しない)の過半数をもって決する。
- (3) 再投票で過半数に達しない場合、再々投票(議長は参加しない)の多数をもって決する。

今回は投票総数22票の有効投票数、候補者2名(本庄英雄候補、丸尾 猛候補)で投票が行われた。

投票結果は、第1回投票で「丸尾 猛候補 15票、本庄英雄候補 7票、白票 0票」と、丸尾猛候補が過半数を獲得し、副会長(第59回学術集会長)として第56回総会に推薦することを承認した。

9. 名誉会員及び功労会員推薦について

落合理事 から定款細則の名誉会員及び功労会員の詮衡基準の説明があり、協議資料1に基づき、名誉会員被推薦者4名及び功労会員被推薦者10名の氏名が示され、これを承認した。

10. 第56回総会について

松岡副議長 より、協議資料2に基づき、第56回総会次第案および総会運営にかかわる会員からの意見が示され、これを承認した。

11. 第56回総会ならびに学術講演について

阪埜幹事 より担当校資料1に基づき、第56回総会ならびに学術講演は平成16年4月10日より4月13日まで東京で開催され、特別企画として厚生労働省医政局長の岩尾氏による『産婦人科医療における医療提供体制のあり方 - 医療安全の視点から - 』を行う。また、新専門医の紹介では現在55名の新専門医の参加希望者がある。市民公開講座はBSで放送し、メールで参加者から後日意見を聴取するなど順調に準備が進んでいることが示され、これを了承した。

12. 第57回総会ならびに学術講演について

藤井副会長 から第57回総会ならびに学術講演は平成17年4月2日より4月5日まで京都・国立京都国際会館において開催されることが示され、これを了承した。

13. 第 58 回総会ならびに学術講演について

田中副会長 から第 58 回総会ならびに学術講演は平成 18 年 4 月、横浜・パシフィコ横浜において開催されることが示され、これを了承した。

14. その他

1) 2 年以上会費未納者の取り扱いについて

落合理事 から庶務資料 3-3 に基づき 2 年以上会費未納者氏名が示され、これを了承した。

2) その他

大濱理事 から「産婦人科学会会員数の増員について、新入会者数が 450 名位なのに専門医数は 300 名位なのであれば、途中退局者の調査を行うべきではないか」との意見があり、

藤井副会長 より「学会のあり方委員会で調査する」との回答があった。

以上